

新型コロナウイルスのワクチン接種の
更なる推進等を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
厚生労働大臣
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣
ワクチン接種推進担当大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

新型コロナウイルス感染症については、高い伝播力を持つオミクロン株により感染が爆発的に拡大し、本県においても初めてまん延防止等重点措置が適用されるなど、県民生活に大きな負担が生じている。

このような中、更なる感染拡大を防止するため、市町村等による追加接種に加え、5歳以上11歳以下の子供へのワクチン接種や、事業者の実施要件の緩和による職域接種の加速化等、これまで以上に広範囲なワクチン接種の実施が重要となっている。

しかしながら、ワクチン接種に関しては、2回目までと異なるワクチンを接種する交接種への抵抗感や子供への新たなワクチン接種に対する不安感が指摘されているほか、職域接種では国からのワクチン供給の遅れにより事業者において追加費用が発生するなどの課題も生じているところである。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の安心な暮らしと健康の確保に向け、新型コロナウイルスのワクチン接種の更なる推進等を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 追加接種の必要性や交接種の有効性・安全性等について、正確な情報提供を行い、国民への早期接種を広く呼びかけること。
- 2 5歳以上11歳以下の子供に対するワクチン接種については、専門家等の知見も踏まえ、効果や副反応等について丁寧な情報発信を行うとともに、地方自治体や医療機関の負担軽減のための支援を十分に行うこと。
- 3 職域接種の推進に向けて、ワクチンを確実に供給するとともに、ワクチン供給の遅れによる接種計画の変更に伴い生じたスタッフ等のキャンセル料に対して補填措置を講ずること。
- 4 ワクチン接種の推進や治療薬の普及を踏まえ症例を検証し、いわゆる感染症法上における対応を2類相当から5類へ引き下げること検討すること。